

「かんたん窓口」が12月2日から本格スタート！

－新システムの導入等により、市民の利便性向上を図ります－

燕市では、デジタル市役所に向けた取組の一環として、新サービス「かんたん窓口」を12月2日から本格的に開始します。すでに10月から、マイナンバーカードを使用した証明書交付サービスやフロアマネージャーの配置など、「かんたん窓口」に向けた取組の一部を開始しているところですが、12月からは新たに、お誕生・引越し・お悔みの手続きについて届出書への記載が一部不要になる「かんたん窓口システム」と、会議情報や市政情報、窓口案内等を行う「案内用デジタルサイネージ」を導入します。窓口DXの推進により、市民の負担軽減や窓口対応の効率化を図ってまいります。

【「かんたん窓口」の概要】※広報12月号にもマンガとともに詳しく掲載しています。

1. 「かんたん窓口システム」の導入

お子さまが生まれた際の「出生手続き」、お引越しの際の「転入・転出・転居手続き」、お悔みの際の「死亡手続き」で、住所等の自動入力により、同じ項目を何度も記入する負担の軽減や、手続き時間の短縮を図ります。



▲システム導入による
記入負担等の軽減

2. 「案内用デジタルサイネージ」の設置

市政情報や会議、窓口情報等の発信をディスプレイ上に大きく表示し、市民の皆様が、必要な情報・会議・窓口等に“かんたん”にアクセスできるようになります。



▲サイネージ設置による
分かりやすい情報発信

【参考：10月から先行して実施している主な取組】

1. 「らくらく証明書交付サービス機」の設置

マイナカードを使って住民票、印鑑証明など、必要な証明書を“かんたん”に取得できます。証明書発行の際に必要な「交付請求書」の記入が不要です。



◀証明書交付
サービス機
の設置

2. 「フロアマネージャー（案内スタッフ）」の配置

「らくらく証明書交付サービス機」の操作補助や、窓口で困っている方のご案内などを行っています。



◀フロア
マネージャー
の配置



本件についてのお問い合わせ先
総務部 総務課：周佐
用地管財課：浅野
電話：0256-77-8364（直通）